**平成２３年（フ）第９６６４号**
東京都目黒区鷹番３丁目９番１号
破産者　有限会社フイッズ
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６５５１号**
千葉県千葉市緑区おゆみ野２丁目32―８
破産者　黒岩裕勇起
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８２７６号**
東京都渋谷区神宮前６―35―３　コープオリンピア608、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座７丁目３番13号
破産者　株式会社都市建築事務所
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９２０６号**
東京都中央区銀座３丁目４番５号
破産者　サイテーション・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９２０７号**
東京都葛飾区宝町２丁目９―16　小杉方
破産者　澤田　　悟
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３６号**
新潟県上越市上昭和町７番24号
破産者　野口　正雄
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２５年（フ）第３７号**
新潟県上越市上昭和町７番24号
破産者　野口　秋子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２５年（フ）第１１４号**
長野市平林２丁目14番69号
破産者　株式会社大空
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第２６号**
長野県下伊那郡喬木村6327番地
破産者　有限会社小川の湯
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

**平成２５年（フ）第９９号**
岐阜県瑞浪市学園台２丁目11番地の４
破産者　合資会社伊藤技建
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２５年（フ）第１００号**
愛知県小牧市古雅１―３　ランディア桃花台３番館３号棟411号、住民票上の住所名古屋市北区清水５丁目９番23号
破産者　伊藤由美子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２５年（フ）第１０４号**
岐阜県多治見市太平町４丁目50番地　Ｇ・ファミーリエ601
破産者　吉川　宣之
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２５年（フ）第１１３号**
岐阜県多治見市音羽町２丁目23番地　マーブル音羽館1401
破産者　加藤　孝治
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２５年（フ）第１２６号**
岐阜県中津川市中津川2364番地の2637
破産者　野村　大作（旧姓武川）
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第１３５号**
神奈川県横須賀市二葉２丁目34番12号スカイハイツＪ202
破産者　小笠原康正
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２５年（フ）第１１８号**
広島県安芸郡府中町浜田２丁目12番６号
破産者　黒田　祐治
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３７号**
長崎県島原市萩が丘１丁目5542番地
破産者　徳永伊佐子
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２５年（フ）第４５３号**
仙台市太白区鹿野本町23番５号　富士見ハイムＢ―202、開始決定時の住所仙台市太白区恵和町15番３号　パレス恵和町202
破産者　小幡　浩三
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第１１１号**
茨城県日立市多賀町２丁目13番７号
破産者　石川　昌敏
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２５年（フ）第４８７号**
埼玉県久喜市栗橋北２丁目４番26号
破産者　老川　敏彦
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０５６号**
さいたま市南区文蔵３丁目13番１号　ローレル浦和寮
破産者　余語　宏之
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係